

平成 27 年度

教 育 方 針 説 明

新 城 市 教 育 委 員 会

平成27年度教育方針説明

市民で担う「共育」をめざす

1 新しい教育委員会制度の発足

「戦後70年」「市制10年」の平成27年は、日本の教育にとっても大きな転換点となります。それは、戦後教育制度の要であった**教育委員会制度が大きく変わる**ことです。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正がなされ、平成27年4月1日より施行となります。この**法律により、政治から独立していた教育に対しての首長の権限が増大し、教育の中立性・継続性・安定性の確保が危惧される**ようになりました。

日本の未来を築き、新都市の将来を担う人を育む教育が、市長が代わるたびに大きく振れるようなことがあっては、教育基本法に示された「教育の目的」の実現も難しくなり、教育現場に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

今回の改正の主な点は、「市長と教育委員会の関係強化」や「教育委員会の責任体制の明確化」、「迅速な危機管理体制の構築」などです。

市長と教育委員会の関係では、これまでも市長には「教育予算の編成や執行」「条例案の提出」などの大きな権限がありましたが、さらに次の3点で市長に強い権限が与えられました。

一つは、これまで教育委員の互選で決めていた教育長を、**市長が直接任命・罷免**できるようになったことです。二つは、これまで4年の教育長任期を**3年に短縮し、市長が在任中に選任**できるようにしたことです。三つは、新たに、**市長が教育の「大綱」を策定し「総合教育会議」を招集**することになりました。

一方、これまで分かりにくかった教育委員会の責任体制が明確になりました。**教育委員長と教育長が一本化され「新教育長」となり、教育長が教育行政の実質的な代表者であり責任者であることが明示**されました。教育長の責任増大にともない、教育委員会議の招集や運営、事務局の指揮や監督、教育長の事務決裁権などについて、条例・規則等の見直しが必要になります。

こうした国の教育行政の転換をふまえ、今後、**市長や教育長が代わっても、新都市の教育の「中立性・継続性・安定性」が担保されるよう、「新城教育憲章」を策定**することとしました。これは、教育委員会だけでなく、市長の理解と協力のもと、市議会や市民の皆様とともに、教育の普遍性をふまえ、ふるさと新城に根ざした新城ならではの教育を続けたいという願いに基づくものです。学

校・家庭・地域の、市民がこぞって担う「共育」で進めていきたいとの志を示すものでもあります。

法改正にともなう新城市の「新教育委員会制度」への完全移行は、平成28年4月1日の予定です。それに先立ち、できるだけ早い時期での「新城教育憲章」の発布を考えています。そして、こうした改変をとおして、市民の皆様にとって、より身近で参画しやすい教育委員会・教育行政をめざし、教育委員会議の改革、会議録の迅速な公開、情報や活動の的確な発信等に努めてまいります。また、ゼロ歳から成人前までの教育という観点から、子ども未来課との連携を大切にしていきます。

2 子供の幸福をめざす学校教育

新城市が発足した直後の平成18年4月、「三つの教育方針」を示させていただきました。一つは、「合併の志を胸に刻み、半歩の前進を図る。」です。教職員が1日も早く新城市職員であることを自覚し、市が自分に何をしてくれるかではなく、自分が市に何ができるかを考えて行動していこうと呼びかけました。二つは、「新城の三宝を豊かにし、人材の湧出を図る」です。県下随一の新城市の自然環境や豊富な歴史文化を学び、それを学校教育に活用し、ふるさと新城に根ざした人材を育ていこうというものです。三つは、「教育の不易を大切にし、改革の実効を図る」です。「最大の教育環境は教師である」との自覚のもと、絶えず研鑽・努力し、自らの資質力量を向上させ、あふれる愛情で一人一人の子供にかかわっていこうというものです。それぞれ、教職員や保護者、地域の方々のご理解ご協力のおかげで、ぶれることなく進めて来られました。

なかでも、「新城の三宝」に根ざした教育の展開と、学校を拠点とする「共育」の進展は、新城教育を象徴するものとなりました。

ふるさと新城の自然・人・歴史文化の三宝を学ぶことは、教育の出発点であり、人生の足場となる拠点づくりにつながります。小中学校で、発達段階とともに、活動の範囲と視野を広げ、三宝の価値を学ぶことにより、郷土を愛する気持ちとともにアイデンティティが育まれます。各教科の授業や自然教室、キャリア教育などにおいて、いっそうの充実を図ってまいります。

「共育」も、その名称だけでなく、意義についても認識が広がってきました。1年に1回、市内全小中学校で一斉に開催する「共育の日」には、大勢の市民が学校に出向かれます。昨年は、子供を含めて、のべ9,350人余の市民が

学校に集いました。新城市の人口の約2割に相当します。平成27年度の「共育の日」は、6月13日（土曜日）に開催します。一人でも多くの市民の方々に万障繰り合わせて学校にお出かけいただきたいと思います。ほかにも、各小中学校では、それぞれに「共育の日」を開催しますので、より多くの皆様方に、子供たちと「共に過ごし、共に学び、共に育つ」機会を共有し、地域の元気につなげていただきたいものです。

一方、昔から新城教育で大切にされてきた「一人一人の子供に光を当てる」きめ細かな教育の充実を図ります。

発達障害など特別な支援を必要とする子供については、希望する子供が1名でもいれば、特別支援学級が創設できるようになりました。新城市においても、平成27年度の特別支援学級は、前年度より5学級増えて30学級となります。

いじめについても、「いじめ人権サポート委員会」に加え「いじめ人権問題調査委員会」を設置し、「いじめ体罰相談ホットライン」とともに、「新城市いじめ防止基本方針」を策定し、市・教育委員会・全小中学校が一丸となって、生活指導や相談活動を充実させ、未然防止、早期発見に取り組んでまいります。

不登校については、相変わらず3パーセント前後の高い出現率です。不登校いじめ専門相談員や適応指導の「あすなろ教室」、ハートフルスタッフ等の尽力で学校復帰の成果も上がってはいますが、引きこもり等、指導の手の及ばない子供も数多くいます。将来の社会適応等に向けて、いっそうの工夫と対策が求められます。

そこで、新城市では、「不登校生特別支援委員会」を各校に設けるとともに、「個別の教育支援ファイル」を作成し、その経過を記録し、小学校から中学校への指導の継続や、関係機関との連携による支援が効果的に図られるようにしていきます。

3 共育の実現をめざす学校環境の整備

平成27年1月に文部科学省は学校統合の手引案（公立小中学校の適正規模・配置の基準や考え方の手引案）を公表しました。新城市では、これに先立つ平成18年から「学校再配置」の調査・研究に取り組み、平成21年に独自の小学校「再配置指針」を示しました。そして、「地域の総意」として統合の意向が固まれば、地域・学校とともに「新しい学校の創設」に向けて尽力する姿勢を進めてきました。

その結果、どの地域においても、大きなトラブルもなく、統合により広がった学区で、子供や地域のために力を合わせて、新たなる「おらが学校」の理想をめざして話し合いを重ねています。

思えば、高度成長期の都市化や核家族化、仕事最優先の生活のなかで分断された「世代の継承」が、これからの学校統合により復活する可能性があるのです。かつて家庭や地域が果たしてきた教育的役割が希薄化し機能しなくなるなかで、学校を拠点として、子供や若者、保護者や高齢者が集い、共に過ごし共に学び共に育つ共育を行っていけば、おのずと地域の宝や地域の価値が引き継がれます。高齢者が自分の子供には語れなかった自然のすばらしさや自然のなかでの遊び、地域に伝わる伝承や民俗、地域の相互扶助組織である結（ゆい）などの活動を伝える千載一遇の機会となります。

ましてや学校統合の対象となる地域では、極端に少なくなった子供と多数を占める高齢者で人口が構成されています。コミュニティが活発に機能した時代の年齢分布は、もはや幻影に過ぎません。この現実のなかで世代をつなぐ活動は、学校をおいてほかの場所では成立が困難です。祖先より引き継がれてきたふるさとの自然や歴史文化の価値を引き継ぐ営みは、ある程度の子供集団があってこそ成立しやすくなります。統合のもう一つの意義がここにあります。

統合にかかわるメリット、デメリットについては多くの指摘がなされてきました。新城市にも小規模複式の学校は多くあります。しかし、どの学校においても、地域とともにその学校ならではの魅力あふれる教育活動を展開し、成果をあげてきました。それゆえ、統合において忘れてならないのは、子供は無論のこと、保護者や地域にとっても、統合が必ずプラスになる環境と活動を創り出していくことです。

市内では、平成25年に、山吉田地区の2校が統合して「黄柳川小学校」が、作手地区の4校が統合して「作手小学校・南北校舎」ができました。そして、平成28年には、鳳来北西部地区の4校が統合して「鳳来寺小学校」が、平成29年には、作手南北校舎が一つになった「作手小学校」が誕生することになっています。それでは、現在進行形の、作手地区、鳳来北西部地区の様子を紹介いたします。

作手地区では、「作手小学校設立準備会」を中心に、「共育」の理念のもと、新設小学校における「共育環境」と「共育活動」の構想を検討しています。具

体的には、施設の中央に「共育広場」を設け、この広場を囲むように、「学校施設」の、体育館や給食室、音楽室、図工室、学校図書館を並べ、加えて、「山村交流施設」の調理実習室や学童保育室、ホール、ギャラリーを連携させるように考えています。こうした配置により、**子供や地域の人々が集って、文化・スポーツ活動や交流活動がしやすくなる**とともに、**子供たちの放課後活動の安全・安心も担保できる**ようになります。

鳳来北西部地区では、「鳳来北西部地区小学校再編検討委員会」を中心に検討を進めています。既設の鳳来寺小学校を活用しての統合なので制約もありますが、新たに「共育施設」を建設し、そこでの子供たちの「放課後活動」や「共育活動」の展開を構想しています。

こうした統合校は言うに及ばず、これからの時代、**すべての小中学校において、共育による、地域づくり、コミュニティづくりを進めていくことが大切**です。**地域の未来を考えると、それを託す子供たちへの共育による教育が不可欠**です。地域住民のイニシアティブによる「学校と地域の連携」「学校教育活動と地域活動の融合」が求められます。現在、学校の窓口として「共育コーディネーター」がいますが、地域の窓口にも同様の人材が必要です。今後、地域の関係機関や組織とも相談しながら、**地域の「共育コーディネーター」の設置を進めていきたい**と考えます。

4 市民が担う「共育」の支援

生涯学習の観点からも、共育を担う中核となるのは家庭や地域の市民です。家庭生活や家族の在り様の、子供への影響力は絶大です。人間として社会生活を送るうえでの素地は、家族関係や地域住民とのかかわりのなかで形づくられます。とはいえ、時代や社会の激しい変化のなかで、家庭や地域の教育力が低下し、そうした場での教育機会がきわめて少なくなりました。かつては家庭や地域で行われてきたことが、自由や個性の名のもとに野放図にされ、集団生活や社会生活に適応できない場面も多く見られるようになりました。

そこで、**有為な社会人として幸せに生きるためには、基本的な生活習慣や人間関係のマナーを身につけることが大切**です。これを、**学校・家庭・地域が協力して行えるよう、引き続いて「共育12」の運動を展開してまいります**。こども園から小中学校・高校へと続く学びの過程を縦糸とするならば、家庭や地域での生活を横糸として、一貫した方向で織り続けることが習慣化への近道と考えます。

親も地域も、大人も子供も、市民こぞって取り組もうというもので、学校における「道徳の教科化」のみならず「道徳の地域化」とも言えるものです。また、大人たちが模範を示すことで自然体のなかで学べるよう、「議論する道徳」というより「感化する道徳」において定着を図りたいと考えます。さらに、市広報「ほのか」に毎月掲載したり、毎月12日を「共育12（ともいくいいに）の日」として周知を図ってまいります。

また、これまで各種団体が子供を対象として個別に活動していた行事の見直しも必要です。例えば、平成26年度には、それまで市子ども会が単独で行ってきた「チャレンジまつり」を市PTAと協働して開催しました。ただでさえ子供の人数が少なくなるなかで、各種団体が、子供人口の多かった昔と変わらない数の行事を行うとなると、当然のことながら、子供の奪い合いとなります。そこで、こうした現状を踏まえ、生涯学習の立場から、類似した行事などを対象に、対策を協議し調整してまいります。

さらに、公民館活動では、「施設」としての公民館分館の地元への譲渡を進めるとともに、「活動」につきましても、生涯学習推進委員会を中心に、市全体としての体制づくりと活動のサポートしてまいります。

また、図書館につきましても、平和と教育を考えるべく、「戦後70年平和祈念教科書展」を夏に開催したいと考えます。今後、市民の皆様にご協力を呼びかけ、家庭に保管されている、戦前戦中の教科書、終戦直後の墨塗り教科書、戦後の教科書などを集めさせていただき、展示したいと考えています。

5 市制10周年に向けた「新城の三宝」の発信

文化事業としての最大のイベントは、市制10周年を記念しての「豊かなる調べコンサート」の公演です。これは、100名余の市民合唱団によって、オーケストラとともに、「交響詩豊川」や「長篠合戦の歌」などを演じて盛り上げようとするものです。また、「のぼりまつり」では新城歌舞伎による「鳥居強右衛門」の公演、「決戦場まつり」では真田や相馬など全国屈指の鉄砲隊の演武、「古城まつり」では「長篠合戦奥三河伝説」の演劇が計画されています。

また、「東三河ジオパーク構想」が、東三河県庁の主要プロジェクトとなり、そのとりまとめを新城市が中核となって進めることになりました。ジオパークとは「大地の公園」という意味で、東三河の豊かな自然や優れた文化遺産を「共

通の資源」としてとらえ、大地と人間を結ぶ壮大なドラマを構想しようとするものです。平成29年度までに、観光としてのジオツーリズムや防災につながる保全整備計画を策定し、「東三河ジオパーク構想推進協議会」を立ち上げ、早期の「日本ジオパーク」認定をめざします。こうした動きにともない、鳳来寺山自然科学博物館では、図録「**新城のジオサイト 地質百選**」を作成します。

さらに、10周年を記念して、温暖な太平洋側では大変に珍しい植物であるミズバショウを、作手高原ならではの気候を活用して「**新城ミズバショウ園**」を鬼久保広場に開園します。

6 アウトドアスポーツと市民スポーツの推進

教育委員会の主宰するアウトドアスポーツも、「新城ラリー」はじめ「ツールド新城」「新城トレイルラン」など、全国的に名前の知れた一大イベントに成長しました。平成27年度には「奥三河パワートレイル」の開催も予定されております。こうした新城のアウトドアスポーツは大きな誘客力を秘めており、今後のスポーツツーリズムとしての発展が期待できます。

また市制10周年記念スポーツ事業としまして「第40回 新城マラソン」を位置づけるとともに、市民レベルでのアウトドアスポーツの広がりや、少子高齢の人口動向に合わせた「**スポーツ振興計画**」の策定、共育の視点での「**中学校部活動のあり方**」などについても検討を進めてまいります。

一方、学校統合によるバス通学等で、子供の通学にとまなう徒歩数が極端に減少します。この6年間の積み重ねは、非常に大きいものです。子供の体力の維持・向上をカバーできるよう、対策を小中学校で取り組んでまいります。

7 課題と展望

以上、平成27年度の教育方針を申し上げました。これらの事業の推進とともに、次の三つの課題についても検討を始めます。

一つは「**新城学校教育史**」の編纂です。新市発足時20校あった小学校も平成30年には13校となります。教育の流れも大きく変わろうとしており、先人たちの築いた教育の歩みをまとめる時であると考えます。

二つは、**学校教育と社会教育の融合**です。子供が減り教師が減るなかで、子供の文化やスポーツの選択肢が激減するようなことがあってはなりません。そ

のためには、指導者として、教職員だけでなく、より多くの先達が必要です。地域こぞって子供の教育にかかわれるような共育環境の整備が急がれます。

三つは、**教育委員会の行う各種の文化・スポーツイベントの管轄の見直し・整備**です。行事が発展・拡大し、当初の文化振興やスポーツ振興の域を大きく超え、地域の経済振興や観光イベントとなってきたものについては、市長部局との協議・調整を進めます。

こうした多くの課題をかかえてはいますが、教育委員会として、共育を軸に、新城の子供たちのため、市民の文化・スポーツの振興のために、尽力してまいりますので、よろしくご理解ご支援をお願いします。

ご清聴、ありがとうございました。